

平成23年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年6月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成23年6月20日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	閉会	平成23年6月20日 午前10時32分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	欠	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長 子ども課長兼務	筒井 保
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	
	会計管理者	田中 明	総務課長(支所)	
	総務部長 本庁市民税務課長兼務	中島 直宏	市民税務課長(支所)	坂口 典子
	企画部長	坂本 健二	観光商工課長	
	健康福祉部長 福祉課長兼務	江口 常雄	健康福祉課長	西田 茂
	産業建設部長 総合支所長兼務	一ノ瀬 真	農林課長	松尾 保幸
	教育部長 社会教育課長兼務	中島 文二郎	建設課長 新幹線整備課長兼務	中尾 嘉伸
	総務課長(本庁)	小野 彰一	環境下水道課長	
	財政課長	徳永 賢治	農業委員会事務局長	土田 辰良
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	水道課長	山口 健一郎
	地域づくり課長			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成23年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成23年6月20日（月）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 議案第36号 嬉野市企業等誘致条例の特例に関する条例の制定について
- 議案第37号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 嬉野市税条例の一部改正について
- 議案第39号 嬉野市中小企業融資資金の貸付けに関する条例の一部改正について
- 議案第40号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について
- 議案第41号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第2 発議第2号 嬉野市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第3 発議第3号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書について
- 日程第4 発議第4号 電力需給対策に関する意見書について
- 日程第5 委員長報告
- 追加日程第1 発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書について
- 日程第6 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は辻浩一議員が欠席であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．討論・採決を行います。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。

したがって、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））は承認されました。

次に、議案第36号 嬉野市企業等誘致条例の特例に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第36号 嬉野市企業等誘致条例の特例に関する条例の制定については可決されました。

次に、議案第37号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第37号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第38号 嬉野市税条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第38号 嬉野市税条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第39号 嬉野市中小企業融資資金の貸付けに関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第39号 嬉野市中小企業融資資金の貸付けに関する条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第40号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第40号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議については可決されました。

次に、議案第41号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第41号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）については可決されました。

次に、議案第42号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第42号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

日程第2. 発議第2号 嬉野市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提案者、神近勝彦議会運営委員長。

○議会運営委員長（神近勝彦君）

皆さんおはようございます。

それでは、発議第2号 嬉野市議会委員会条例の一部改正について、別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

嬉野市議会議長 太田重喜様。

提出者は、嬉野市議会運営委員会委員長、神近勝彦でございます。

理由は、常任委員会の所管事項を変更するためでございます。

別紙をおめくりください。内容について御説明を申し上げます。

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市議会委員会条例（平成18年嬉野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称 総務企画常任委員会

委員定数 6名

所管事項 総務部、企画部（教育委員会から委任された事務を含む）、会計課、監査委員、選挙管理委員会の所管に関する事項及び他の委員会に属さない事項

名 称 文教厚生常任委員会

委員定数 6名

所管事項 健康福祉部、教育委員会（企画部へ委任した事務を除く）、水道課の所管に関する事項

名 称 産業建設常任委員会

委員定数 6名

所管事項 産業振興部、建設部（水道課を除く）、農業委員会の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第2号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第2号 嬉野市議会委員会条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第2号 嬉野市議会委員会条例の一部改正については可決されました。

日程第3. 発議第3号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提案者、梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

皆さんおはようございます。

発議第3号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書について。

このことについては、別紙のとおり、地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

平成23年6月20日提出、嬉野市議会議長 太田重喜様。

提出者は梶原睦也、賛成者は山口要議員、神近勝彦議員、織田菊男議員、田中政司議員、園田浩之議員。

理由といたしましては、3ワクチンの定期接種化により接種機会の格差をなくすため。

子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書（案）

厚生労働省が平成23年1月20日に発表した調査結果では、子宮頸がん予防、ヒブ（インフルエンザ菌B型）、小児用肺炎球菌の3種類のワクチンについて、接種費用の助成を3種類

とも実施している市区町村が全体の99%を超える1,745自治体（実施予定を含む）に上ることが明らかになった。この3種類のワクチンは、いずれも予防接種法で定める定期接種の対象ではなく、接種費用は原則全額自己負担となっている。このため、予防接種を受けたくても経済的な理由で断念する人もいる。

こうした中、公費助成を実施する自治体が徐々に広がり、今年度補正予算では公費助成を行う自治体に対して国が助成費用の半額を補助する事業が創設された。

厚生労働省が調査した昨年12月下旬の時点ですべての市区町村が3種類のワクチンのいずれかの接種費用を助成すると回答したことは、大きな前進であると評価する。

ワクチン接種の対象となる女性や子供たちに漏れなく接種を受けてもらうためには、広報活動等に力を入れることが必要であり、実施主体である自治体だけに任せるのではなく、政府としても取り組むべきである。

さらに、接種機会の格差をなくすために今後の対応として以下の点が必須と考える。

よって、国におかれては安全性を十分配慮した上で次の事項を実施されるよう強く要望する。

1. 子宮頸がん予防、ヒブ（インフルエンザ菌B型）、小児用肺炎球菌の3ワクチンを予防接種法による定期接種の対象とすること。
2. 平成23年度末までとなっている国の補助事業が期限切れになれば公費助成を打ち切らざるを得ない自治体も出てくることから、上記の定期接種化が平成23年度末までに間に合わない場合は補助事業を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日

提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。
以上となっております。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第3号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第3号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第3号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第3号の意見書につきましては、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第4. 発議第4号 電力需給対策に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提案者、山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

発議第4号 電力需給対策に関する意見書について。

このことにつきまして、別紙のとおり、地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定によりまして提出をいたします。

嬉野市議会議長 太田重喜様。

提出者、嬉野市議会議員山下芳郎、賛成者、同じく田中政司、賛成者、同じく大島恒典。

理由につきまして、東日本大震災に伴い、当面の電力不足が懸念され、電力需給対策を求めるためであります。

裏面のほうをごらんください。

電力需給対策に関する意見書（案）

3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力、東京電力管内地域は原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少した。さらに、菅直人内閣総理大臣による中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により、夏場の電力不足問題は東日本のみならず、全国的な問題に発展している。

電力供給不足は、国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼすため、政府は今夏の電力需給対策に加え、将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要がある。しかしながら、政府の電力需給対策本部が5月に発表した対策では、国民の節電を呼びかけるばかりで節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれていなかった。

夏場の電力不足を前に、政府及び国会は予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。よって、政府及び国会におかれては、下記項目について速やかに実現を図るよ

う強く要望する。

1. 自家発電設備、太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用システム等の再生可能エネルギーの導入補助を大幅に拡充すること。
2. LED照明の導入補助やエコポイント制の復活など国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。
3. 稼働中の原子力発電所の災害対策について、政府として早急に指針を示し、安全対策を講じること。
4. 電力需給の逼迫が長期化されることを踏まえた法制度の見直しや運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成23年6月20日

佐賀県嬉野市議会議長 太田 重喜

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官、以上あてでございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第4号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第4号は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第4号 電力需給対策に関する意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第4号 電力需給対策に関する意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第4号の提出につきましては、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第5. 委員長報告を議題といたします。

本定例会では、文教厚生委員会に付託した平成23年請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書の審査結果について報告を求めます。園田浩之文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（園田浩之君）

御報告申し上げます。

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第100条の規定により御報告申し上げます。

請願第1号で、教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について。

小学校2年生から中学校3年生における35人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度、教育財源の確保は必要であり、願意妥当と認め、採択をいたしました。

その意見書についてでありますけれども、このことについては、別紙のとおり、地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。（発言する者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成23年請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書は、採択されることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

お諮りします。ただいま園田浩之議員外5名から発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書が提出されました。

これを追加議案として日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書についてを議題といたします。朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

それでは、改めまして、発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書について。

このことについては、別紙のとおり、地方自治法第112条及び嬉野市議会規則第13条第1項の規定により提出をする。

平成23年6月20日提出、嬉野市議会議長 太田重喜様。

提出者は私、園田浩之、賛成者、平野昭義議員、山口要議員、神近勝彦議員、田中平一郎議員、山口忠孝議員。

理由 より豊かな教育予算の整備と教育予算の確保、充実をさせる必要があるためであります。

教育予算の拡充を求める意見書（案）

2011年度政府予算の成立によって、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が施行されることになった。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向けたスタートと言えるものである。

今回の義務標準法改正条文の附則には、公立小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次に改定することと、そのほかの措置を講じることについての検討を行うことが求められており、それらに必要な安定した財源の確保に努めることも明記されている。このことから、今後、全学年における35人以下学級を早急に着実に実行することは、国としての大きな責務であると考えている。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っても、一定水準の教育

を受けられるという教育の機会均等は、憲法、教育基本法にもうたわれた自明の権利である。

しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中において最下位であり、教育に関する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。そして、そのしわ寄せが国民の家計を大きく圧迫しており、親の経済力の違いによる教育格差の問題ともなっている。

さらに、地方自治財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで多くの地方自治体が財政的な圧迫制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担う社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

記

1. 小学校2年生から中学校3年生における35人以下学級を早急を実現すること。さらに、より豊かな教育環境を整備するために、35人以下からさらに踏み込んだ施策を計画実施すること。
2. 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日提出

太田 重喜

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、以上です。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。発議第5号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書について討論を行います。討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第5号の意見書につきましては、後日、関係大臣へ送付いたします。

日程第6. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいと申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決などすべての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第2回嬉野市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員